

香川高等専門学校公的研究費等の運営・管理体制に関する申合せ

平成27年4月1日制定

この申合せは、独立行政法人国立高等専門学校機構における公的研究費等の取扱いに関する規則（独立行政法人国立高等専門学校機構規則第121号）第6条第3項に規定するコンプライアンス推進副責任者及び第9条に規定する相談窓口について定める。

- 1 第6条第3項に規定するコンプライアンス推進副責任者は、次のとおりとする。

組 織 名	コンプライアンス推進副責任者
一般教育科	一般教育科長
学 科	学 科 長
専 攻 科	専 攻 科 長
図 書 館	図 書 館 長
セ ン タ ー	セ ン タ ー 長
室	室 長
事 務 部	事 務 部 長

- 2 第9条に規定する相談窓口については、次のとおりとする。

	研究遂行に係る事務手続きに関するもの	研究費等使用ルールに関するもの
高松キャンパス	総務課研究協力係	管理課財務係
詫間キャンパス	総務課地域連携係	管理課会計係

附 則

この申合せは、平成27年4月1日から施行する。